労働者災害補償保険制度、 労働保険適用徴収制度等の概要



1. 労働者災害補償保険制度

労働者災害補償保険制度について

背景•趣旨

- 〇労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災 労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与 することを目的としているもの。
- 〇労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

 $\times 2$

概要・仕組み

- ○労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- ○費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

[主な保険給付]

療養(補償)給付、複数事業労働者療養給付・・・必要な療養を給付

休業(補償)給付、複数事業労働者休業給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※1)の60%を支給

障害(補償)給付、複数事業労働者障害給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給

遺族(補償)給付、複数事業労働者遺族給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※1:給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2:上乗せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

[社会復帰促進等事業の概要]

社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等

被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等

安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、

未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

○適用事業数(労災のみ)約295万事業場(令和3年度末) ○適用労働者数 約6,134万人(令和2年度末)

〇新規受給者数 653,355人(令和2年度) 〇年金受給者数 197,427人 (令和2年度末)

○保険料収入 8,506億円(令和3年度) ○保険料収納率 99.0%(令和3年度)

〇保険給付等 8,630億円 (令和4年度予算額) 〇社会復帰促進等事業 941億円 (令和4年度予算額)

労災保険給付の主な内容

療養(補償)給付

被災労働者が傷病を受けたことによる損害を填補するもの。

休業(補償)給付

被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するもの。

傷病(補償)年金

被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。

障害(補償)給付

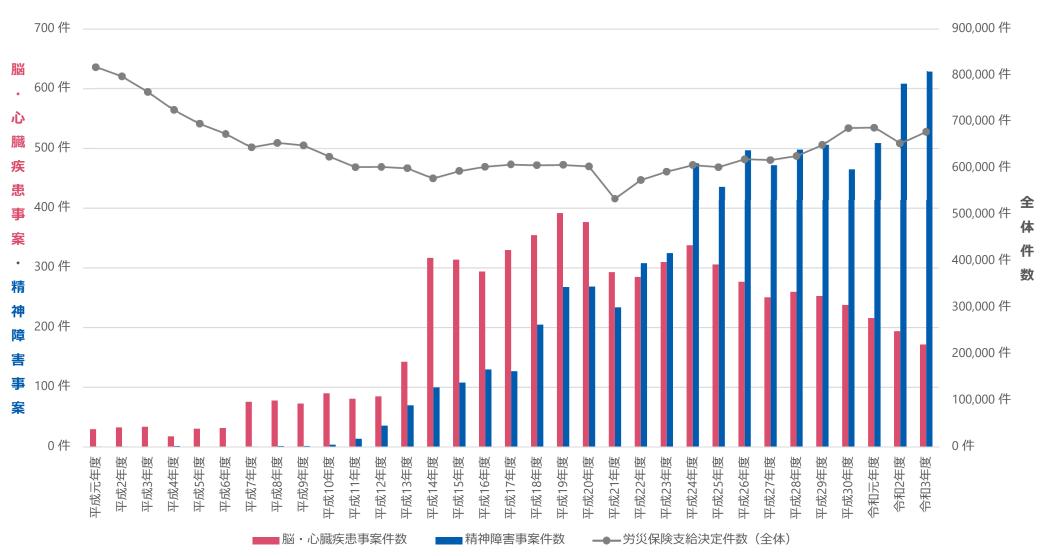
被災労働者がその受けた傷病の治癒後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために収入を得られなくなったことによる損害を填補するもの。

遺族(補償)給付

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するもの。

労災の認定件数(全体)と脳・心臓疾患及び精神障害事案の支給決定件数の状況

労災保険支給決定件数



2. 労災認定

労災認定の判断の考え方について

労働者災害補償保険法(労災保険法)上の給付対象となる業務上の負傷等の認定については、

- ①被災者が労働基準法上の「労働者」に該当するか否か(労働者性)
- ②負傷等が、業務に起因して発生したものか否か (業務起因性)

により判断。

①労働者性の判断

1 使用従属性に関する判断基準

- ア 指揮監督下での労働であること
 - 〇仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
 - ○業務遂行上の指揮監督の有無
 - ○拘束性の有無
 - 〇代替性の有無
- イ 報酬の労務対償性があること
 - 〇報酬が使用者の指揮監督の下、一定時間労務を提供していることに対する対価と判断されるか
- 2 労働者性の判断を補強する要素
 - ア 事業者性の有無
 - 〇機械、器具、衣装等の負担関係
 - 〇報酬の額
 - <u>イ 専属性の程度</u>

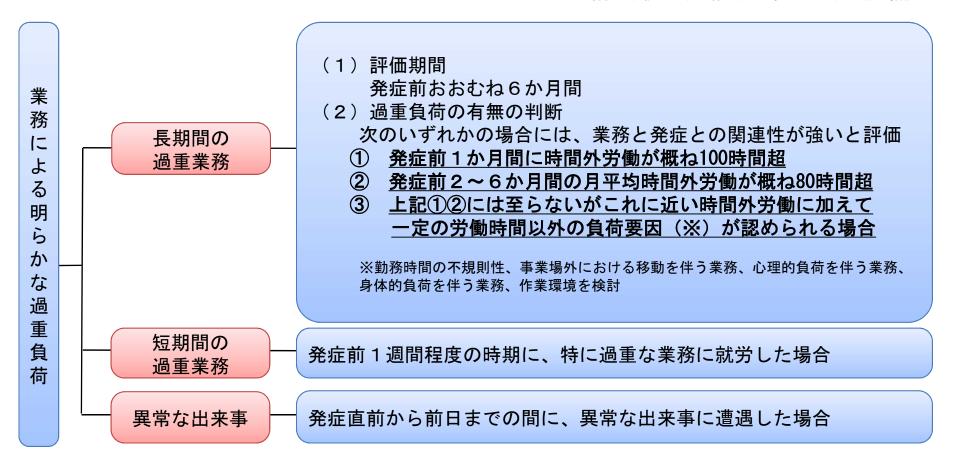
②業務起因性の判断

→ 労働者が<u>労働関係の下にあり</u>、そこでの<u>業務と負傷等との間に一定の因果関係がある</u>こと

脳・心臓疾患の労災認定基準について (令和3年9月14日付け労働基準局長通達)

○対象疾病 脳:脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症

心:心筋梗塞、狭心症、心停止、重篤な心不全、大動脈解離



※「複数の会社等に雇用されている労働者」の取扱い

1つの勤務先の負荷を評価しても労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷を総合的に評価して労災認定できるかを判断する。

なお、業務による負荷は、労働時間については通算し、労働時間以外の負荷要因については負荷を総合的に評価し、業務による明らかな過重負荷を受けたか否かを判断する。

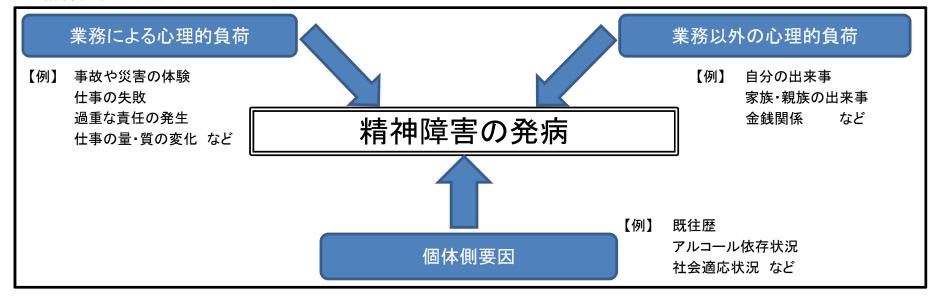
精神障害の労災認定基準

(平成23年12月26日付け労働基準局長通達)(令和2年8月21日改正)

○次のいずれの要件も満たすこと

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷(注)が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと
- 注「強い心理的負荷」と認められる出来事の具体例
- ・ 自らの死を予感させる程度の事故を体験した場合
- 上司等による、人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない精神的攻撃が執拗に行われた場合
- 長時間労働がある場合、
 - ① 発病直前の2か月間連続して1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
 - ② 発病直前の3か月間連続して1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合 など

○精神障害の発病についての考え方



※「複数の会社等に雇用されている労働者」の取扱い

1つの勤務先での心理的負荷を評価しても労災認定できない場合は、すべての勤務先の業務による心理的負荷を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断する。

3. 労働保険適用徴収とメリット制

労働保険適用徴収制度について

1 労働保険適用徴収制度の概要

〇 「労働保険」とは労災保険と雇用保険の総称であり、労災保険及び雇用保険の適用及び保険 料徴収については、労働保険として、原則、一元的に行われている。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続を行い、労働保険料等を納付しなければならないことになっている。

その適用及び保険料徴収については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年 法律第84号)」により定められている。

○ なお、保険給付については、労災保険及び雇用保険では保険事故が異なり、労災保険の給付と労働災害防止、雇用保険の給付と職業紹介等の事業が、それぞれ一体的に運営することが効率的であることから、両保険制度で個別に行われている。

2 労働保険の適用徴収の状況

- 〇 令和3年度末における労働保険の適用事業数は、約341万事業。
- 〇 令和3年度末における徴収決定済額は2兆6,352億円、収納済歳入額は2兆6,081億円、 保険料収納率は99.0%。

労災保険のメリット制

<u>事業の種類</u>^{※1} ごとに定められている<u>労災保険率</u>^{※2} を個別の事業場に適用する際、個別の事業場の 災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減することで、**事業主の保険料負担の公平性の確保**や、 **災害防止努力の促進**を図るもの

※1 54業種

***2** 2.5/1,000 **~88/1**.000

継続事業 (期限のない事業。事務所や工場など)

- 1. 連続する3保険年度中の各保険年度において、次の要件 のいずれかを満たす事業が対象
- ① 平均100人以上の労働者を使用する事業
- ② 平均20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、以下の式を満たす事業

労働者数×(労災保険率-非業務災害率)≥0.4

- 労災保険率が10/1,000の業種については、43人以上
- ・ 労災保険率20/1,000の業種については、21人以上

※非業務災害率…通勤災害及び二次健康診断等給付に係る率(0.6/1,000)

有期事業(期限のある事業。建設工事現場、木材伐出業)

一括有期事業

(複数の工事現場等 を一括)

- 1 連続する保険年度中 . の各保険年度におい て確定保険料が
 - ① 100万円以上 又は
 - 2 40万円以上 100万円未満 の事業が対象

単独有期事業(工事現場等)

- 1. 次の要件のいずれかを満たす事業が対象
- ① 確定保険料が40万円以上の事業
- ② 請負金額が1億1千万円以上(建設)、素材生産量が1千立方メートル以上(木材 伐出業)の事業
- 2. 事業終了後、3か月(又は9か月)を経過 した時点において、収支率に応じて、 ±40%(木材伐出業は±35%)の範囲で 労災保険料を増減

%イメージ 事業終了から3か月(又は9か月)を 収支率(%) = $\frac{$ 経過した日前までの保険給付等の額 $}{$ 確定保険料額

3. 適用例

(継続事業・一括有期事業共通)

2. 連続する3保険年度の間における収支率に応じて、最大±40%(木材伐出業は ±35%、一括有期事業の②の場合は±30%)の範囲で労災保険率を増減

3. 適用例



メリット増減率 (%) 10 75 +5% (+35%) -40% (-35%) 収支率 (%)

収支率に応じて、 階段状に設定されている メリット増減率を適用

労災保険の業種別料率表

(単位:1/1,000)				<u>(平成30年4月1日施行)</u>
事業の種類の分類		業種 番号	事業の種類	労災保険率
林	業	02又は 03	林業	60
漁	業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18
	未	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
鉱	業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	88
	未	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16
		24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
		25	採石業	49
		26	その他の鉱業	26
建設	事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62
建 议	尹 未	32	道路新設事業	11
		33	舗装工事業	9
		34	鉄道又は軌道新設事業	9
		35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5
		38	既設建築物設備工事業	12
		36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6. 5
		37	その他の建設事業	15
製 造	造 業	41	食料品製造業	6
		42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
		44	木材又は木製品製造業	14
		45	パルプ又は紙製造業	6.5
		46	印刷又は製本業	3.5
		47	化学工業	4.5
		48	ガラス又はセメント製造業	6
		66	コンクリート製造業	13
		62		18

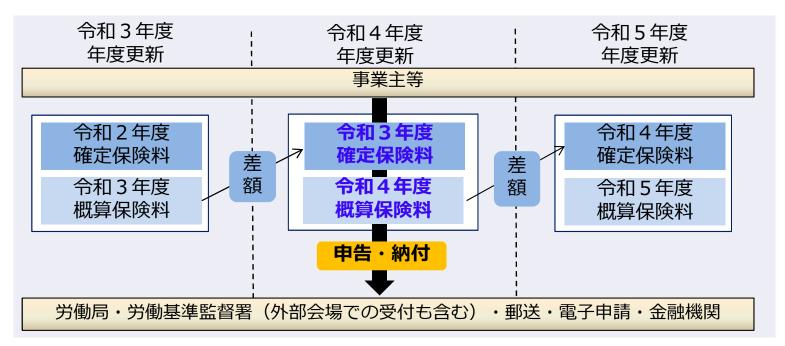
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5. 5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5
	55	めつき業	7
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5
	57	電気機械器具製造業	2. 5
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4
	59	船舶製造又は修理業	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	61	その他の製造業	6. 5
運 輸 業		交通運輸事業	4
建 制 未	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9
	74	港湾荷役業	13
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
7 の 14 の 吉 半		農業又は海面漁業以外の漁業	13
その他の事業	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	5. 5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	47

労働保険の年度更新について

○ 労働保険(労災保険、雇用保険)の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上精算する仕組み。

事業主は、年に1度、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を合わせて申告・納付。

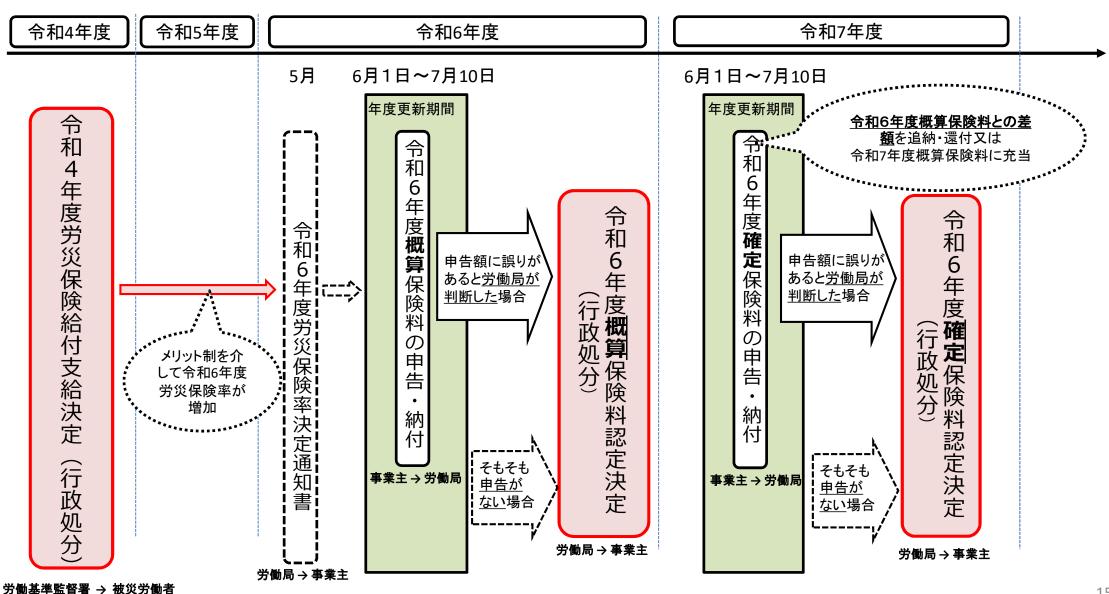
- この手続を「年度更新」といい、その申告期間は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律において6月1日 から40日以内(=7月10日)とされている。
- メリット制適用事業主については、<u>年度更新の申告期間の前(例年5月頃)に、メリット収支率・増減率等を示した労災保険率決定通知書が送付され、事業主は、前年度の確定保険料と、通知されたメリット労災保険率を踏まえて算定された当年度の概算保険料を合わせて申告・納付。</u>



(注)労働保険料の算定方法は、「当該年度の賃金総額(全労働者に支払われる賃金の総額)×一般保険料率(労災保険率と雇用保険率とを合わせた率)」となっており、このうち「労災保険率」は事業の種類ごとに定められているが、個別の事業に適用する際には、事業ごとの業務災害に関する保険給付の額等を用い 14 て算定されるメリット収支率に応じ、最大で-40%から+40%(メリット増減率)の範囲でその事業に適用される労災保険率を増減させている。

メリット制適用事業における労働保険料の申告納付・認定決定までの流れ

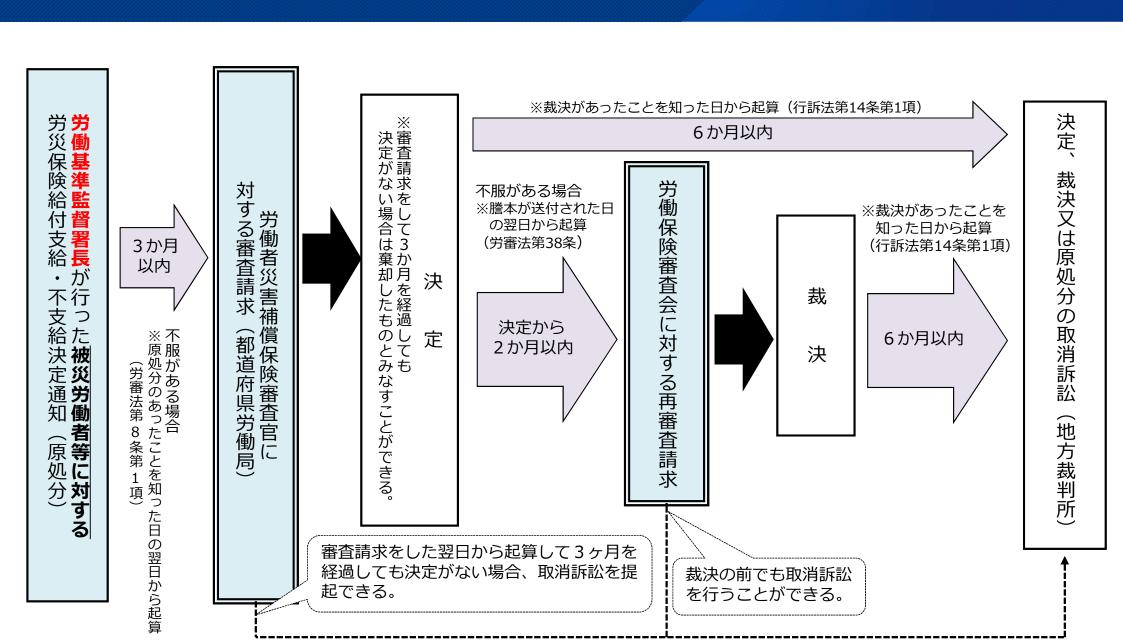
<イメージ>



15

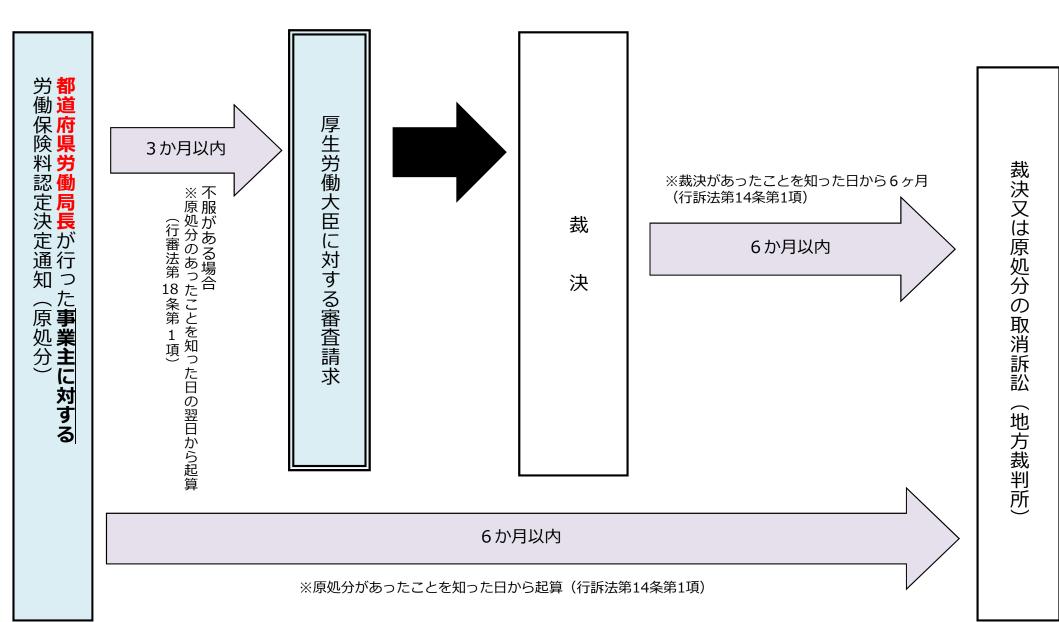
4. 労災保険給付と労働保険料の争訟

労災保険給付支給決定に関する争訟の流れ



17

労働保険料認定決定に関する争訟の流れ



医療法人社団X事件の概要

- 医療法人社団 X 事件は、メリット制適用事業主が労働保険料認定決定の取消しを求めた訴訟。
- (注)本訴訟の訴訟物は確定保険料認定決定通知処分(徴収法第19条第4項)。
- メリット制適用事業主は、**労災保険給付支給決定の違法性について、労働保険料認定決定で争うことができるのか** が論点となった。
- 本事件の東京高裁判決(平成29年9月21日)では、メリット制適用事業主は労災保険給付支給決定の違法性について労働保険料認定決定を争う際に主張できないとされたため、メリット制適用事業主側が上告及び上告受理申立をしたが、上告棄却の決定及び上告不受理の決定により、高裁判決が確定。

◎東京高裁判決のポイント

労働保険料認定決定の取消訴訟においてメリット制適用事業主が業務災害支給処分の違法を主張することができるか 否かについては、以下のとおり、①メリット制適用事業主は業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格が認められること を前提に、②いわゆる違法性の承継を肯定した平成21年12月17日の最高裁判決の枠組みに本件は該当しないとして、 否定した。

(①原告適格について)

メリット制適用事業主は、自らの事業にかかる業務災害支給処分がされた場合、同処分の名宛て人以外の者ではあるものの、**同処分の法的効果により労働保険の保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがある**から、メリット制適用事業主は、自らの事業にかかる業務災害支給処分により自己の権利若しくはその法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、**その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有する。**

(②違法性の承継に関する部分)

違法性の承継については、個別の処分について定める実定行政法規の解釈として先行の処分と後行の処分とが同一の目的を達成するための一連の手続を構成し、相結合して1つの効果を実現しているといえるか否か、先行の処分と後行の処分とが実体的に相互に不可分の関係にあるものとして本来的な法律効果が後行の処分に留保されてるといえるか否か、先行の処分の段階においてその適否を争うための手続的保障が後行の処分による不利益を受ける者に与えられているといえるか否か等の事情を総合的に考慮し、公定力ないし不可争力により担保されている先行の処分にかかる法律効果の早期安定の要請を犠牲にしてもなお、先行の処分の違法を主張することにより後行の処分の効力を争おうとする者の手続的保障を図るべき特段の事情がある場合には違法性の承継が肯定される。その上で、本件については、(1)徴収法12条3項の要件解釈の問題としてメリット制の基礎となる「保険給付・・・の額」とは「適法な保険給付・・・の額」を意味しないこと、(2)究極的には同処分と同一の目的を達成するための連続した一連の手続を構成しているものとみる余地もあり得るが、両処分の効果はそれぞれ異なる名宛人に対する全く異なる独立したものであり、実体的に相互に不可分の関係にあるものとして本来的な法律効果が後行の処分に留保されているものということはできないこと、(3)メリット制適用事業主は業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格が認められるため手続的保障に欠けるところはないこと等により、違法性の承継を否定。

一般社団法人Y財団事件の概要

- 一般社団法人Y財団事件は、メリット制適用事業主が労災保険給付支給決定の取消しを求めた訴訟。
- **メリット制適用事業主は、労災保険給付支給決定を争うことができるか**が論点となった。
- 本事件の東京地裁判決(令和4年4月15日)では、メリット制適用事業主は労災保険給付支給決定を争うことができないとされたため、メリット制適用事業主側が控訴し、控訴審が係属中。

◎東京地裁判決のポイント

メリット制適用事業主が労災保険給付支給決定を争うことができるかについて、以下のとおり、①メリット制適用事業主は労災保険給付支給決定の取消しを求める法律上の利益がないとした上で、②いわゆる違法性の承継を肯定し、労災保険給付支給決定の違法性については労働保険料認定決定で争うべきとした。

(①原告適格について)

労災保険法は、専ら、被災労働者等の法的利益の保護を図ることのみを目的とし、事業主の利益を考慮しないことを前提としていると解するのが相当であり、労災保険法及び徴収法並びにこれの下位法令を通覧しても、処分の根拠法令である労災保険法が、業災害支給処分との関係で、メリット制適用事業主の労働保険料に係る法律上の利益を保護していると解する法律上の根拠は見出せない。そうすると、根拠法令が、メリット制適用事業主の労働保険料に係る法律上の利益を個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むものとは解されず、メリット制適用事業主の利益は、行訴法9条1項にいう法律上保護された利益には当たらず、メリット制適用事業主は業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を有しない。

(②違法性の承継に関する部分)

違法性の承継の問題については、メリット制適用事業主の労働保険料の認定処分に係る法律上の利益の手続的保障の観点からは、 徴収法上の労働保険料の認定処分に対する取消訴訟において、労働保険料の算出において考慮される業務災害支給処分について、同 処分が取り消されていない場合であっても、その違法性(業務起因性を欠くこと等)を取消事由として主張することが許される余地 がある。